

中小企業融資制度のご案内

中小企業者の皆さん!!

新たに事業を始める皆さん!!

低利・長期が特徴の
茨城県の「県制度融資」をご利用ください!

設備投資

海外展開

独立開業

返済負担の軽減

短期
運転資金

令和6年度の
主な制度改正

◆経営合理化融資

・信用保証料率の引上げを条件として、経営者保証を提供しないものとする新たな保証制度に対応

◆雇用拡大支援融資

・融資対象の追加（「パートナーシップ構築宣言」を公表した者）

 茨城県産業戦略部産業政策課

県のホームページでも制度内容を紹介しております!

茨城県 制度融資

検索

県制度融資とは

中小企業の皆さんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくため、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

県が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れることにより、金融機関が中小企業の皆さんに低利・長期の融資を提供する仕組みになっています。

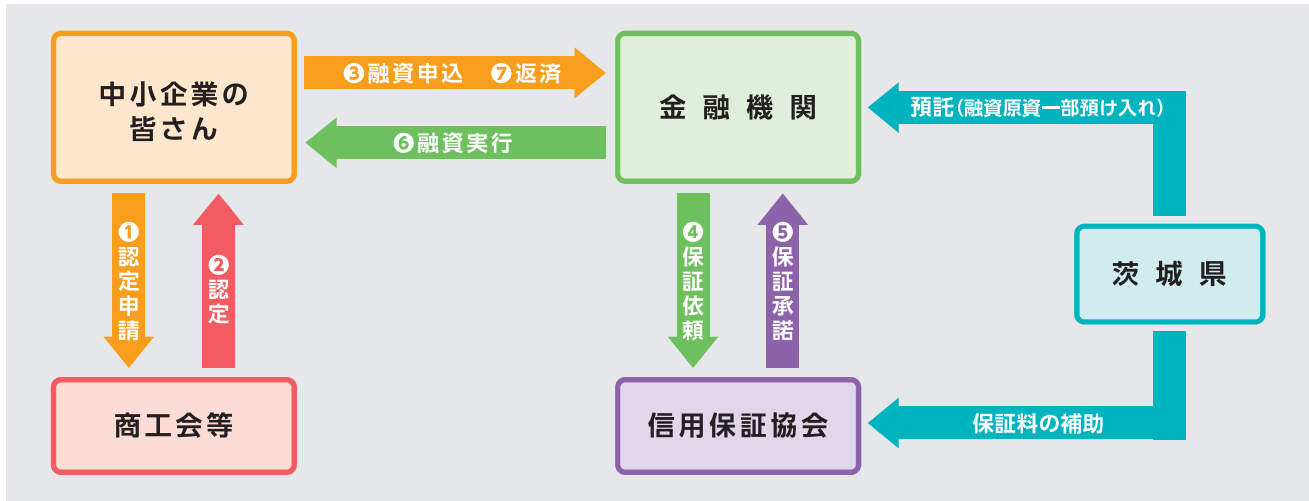
申請窓口は、商工会もしくは商工会議所または茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）です。

※一部金融機関が窓口の融資制度もあります。

県制度融資の流れ

*融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

*融資を受けるには、金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けた方であってもご希望に添えない場合があります



県制度融資をご利用できる方

- *同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者（個人・会社・組合等）
- *申込み時点において茨城県内に事業所を有していること（一部の制度を除く）
- *許可等が必要な事業については、その許可等を受けていること

中小企業者の範囲（資本金または従業員数のどちらかの基準を満たしていること）

業種	資本金	従業員数	小規模企業者
製造業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下※
医療法人等	—	300人以下	20人以下

※宿泊業・娯楽業は20人以下

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

⚠ 次に該当する場合は対象となりません

- ※
 - 農林水産業、風俗関連事業、金融業（一部対象となるものを除く）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
 - 銀行取引停止処分中の中小企業
 - 社会福祉法人・財団法人・社団法人（医業を主たる事業とする法人を除く）
 - 休眠会社、休眠組合
 - 学校法人、宗教法人、有限責任事業組合
 - 反社会的行為者または反社会的行為者と密接な関係を有する中小企業等
 - 県税、市町村税などの税金を滞納している中小企業

※

- 農林水産業との兼業者については、商工業（融資対象業種に限る）にかかる資金は対象となります。
- 農業ビジネス保証制度を利用する場合は、商工業（融資対象業種に限る）と農業の兼業者であれば、農業にかかる資金も対象となります。

1 一般資金

制度名	こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率 ^{★1}	信用保証	保証料率 ^{★2}	備考
経営合理化融資 拡充	① 経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要なとき ② ①に該当し、保証協会の信用保証率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする制度の利用を選択するとき	設備	7年以内(1年)	5,000万円	1.9~2.1%	必要に応じて	①の場合 0.45~1.9% ②の場合 ①の率に0.25 または0.45%上乗せ	(転貸融資の場合) 融資期間:事業資金5年(据置1年) 融資限度額:事業資金3,000万円 ②の場合、国の補助により中小企業者が負担する保証料率は0.55%~2.2%
		運転	5年以内(1年)	3,000万円				
		併用	5年以内(1年)	5,000万円				

2 事業活性化資金

制度名	こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率 ^{★1}	信用保証	保証料率 ^{★2}	備考
設備投資支援融資	小規模企業の方が経営の安定・合理化を図るために設備等を導入するとき	設備	10年以内(3年)	1億円	1.2~1.5%	すべて必要	0.45~1.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.1%引下げ(一部の場合を除く) ・引下げ後、県が保証料の2割を補助し、中小企業者が負担する保証料率は0.28%~1.44%
創業支援融資	① 事業を営んでいない個人の方が、1か月以内に事業を開始するときまたは2か月以内に会社を設立するとき ② 事業を営んでいない個人の方が、事業を開始または会社を設立して5年未満のとき ③ 中小企業者である会社が新会社を設立するとき、または設立して5年未満のとき ④ 個人事業主の方が会社を設立し、その会社に事業を承継した場合であって、個人事業主として創業したときから起算して5年未満であるとき	設備	10年以内(2年)	3,500万円 ^{★3}	1.2~1.5%	すべて必要	原則 0.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.3%引下げ(一部の場合を除く) ・引下げ後、県が保証料の5割(上限0.3%)を補助 ・スタートアップ創出促進保証を付する場合は、表示の保証料率に0.2%上乗せすることで経営者保証が不要
		運転	7年以内(1年)					
		併用	7年以内(1年)					
女性・若者・障害者 創業支援融資	女性・若者(35歳未満)・障害者の方で、次の条件に該当するとき ① 事業を営んでいない個人の方が、1か月以内に事業を開始するときまたは2か月以内に会社を設立するとき ② 事業を営んでいない個人の方が、事業を開始または会社を設立して5年未満のとき ③ 個人事業主の方が会社を設立し、その会社に事業を承継した場合であって、個人事業主として創業したときから起算して5年未満であるとき	設備	10年以内(2年)	3,500万円 ^{★3}	1.2~1.5%	すべて必要	原則 0.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.45%引下げ(一部の場合を除く) ・引下げ後、県が保証料の10割(上限0.45%)を補助 ・スタートアップ創出促進保証を付する場合は、表示の保証料率に0.2%上乗せすることで経営者保証が不要
		運転	7年以内(1年)					
		併用	7年以内(1年)					
新分野進出等支援融資	① 新たな事業に進出するとき ② 現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始するとき ③ 商品の販売又は役務の提供について、新たな方法を導入するとき ④ 新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大するとき ⑤ 海外への事業展開を図るとき ⑥ 脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図るとき	設備	10年以内(2年)	1億円	1.3~1.6%	必要に応じて	0.45~1.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.1%引下げ(一部の場合を除く) ・引下げ後、県が保証料の2割を補助し、中小企業者が負担する保証料率は0.28%~1.44%
		運転	5年以内(1年)	3,000万円				
雇用拡大支援融資 拡充	① 事業拡大のため従業員を増員するとき ② 茨城県障害者雇用優良企業の認定を取得したとき ③ 「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表したとき	設備	7年以内(1年)	1億円	1.3~1.5%	必要に応じて	0.45~1.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.1%引下げ(一部の場合を除く)
		運転	5年以内(1年)	3,000万円				
小売商業・地場産業 支援融資	① 店舗の改装等を行うとき ② 大規模商業施設等にテナント出店するとき	設備	10年以内(2年)	1億円	1.3~1.6%	必要に応じて	0.45~1.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.1%引下げ(一部の場合を除く)
		運転	5年以内(1年)	3,000万円				
	③ 地場産業(清酒、味噌、納豆、笠間焼、干しいも等)を営むとき ④ 過疎地域に立地しているとき	設備	7年以内(2年)	1億円	1.3~1.5%			
		運転	5年以内(1年)	3,000万円				
観光おもてなし 施設整備融資	① 観光施設の整備・改修を行うとき	設備	12年以内(2年)	5億円	1.3~1.7%	必要に応じて	0.45~1.9%	・保証協会が表示の保証料率から0.1%引下げ(一部の場合を除く) ・信用保証協会の保証付きの場合、融資限度額は2億8,000万円まで
	② 一定基準を満たす宿泊施設の開業及び増改築をするとき			10億円				
事業承継支援融資	3年以内に事業承継を予定している法人又は事業承継をして3年を経過していない法人であって一定の財務要件を満たす方	設備 運転 併用	10年以内(1年)	8,000万円	1.3~1.6%	すべて必要	0.45~1.9%	・中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、保証料率は0.20%~1.15% ・県と保証協会がそれぞれ0.1%引下げ。

★1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利です。 ★2 保証料率は、貸付金額に対する料率です。なお、経営者保証を提供しない場合は、保証料率が上乗せされる場合があります。 ★3 【創業支援融資】と【女性・若者・障害者創業支援融資】の融資限度額は両制度の合算で3,500万円まで。

3 経営安定化資金

制度名		こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率 ^{★1}	信用保証	保証料率 ^{★2}	備考
災害対策融資	緊急対策枠	・知事が認めた災害その他緊急被害により経営の安定に支障が生じたとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円	1.3~1.6%	すべて必要	0.45~1.9%	・県が保証料の5割を補助(一部除く)
			運転	7年以内(2年)	3,000万円				
			併用	7年以内(2年)	5,000万円				
	地震災害予防対策枠	・耐震性向上のために改築・改修などの工事を行うとき ・発動発電機の設置、避難地の整備、アスベストの除去等を行うとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円	1.2~1.5%	必要に応じて	0.45~1.9%	
運転	7年以内(2年)	3,000万円							
パワーアップ融資	・直近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少したとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円	1.3~1.6%	すべて必要	0.45~1.9%	・県が保証料の1割を補助(一部除く)	
		運転	7年以内(2年)						
	・国の定める危機関連保証の認定を取得したとき	併用	7年以内(2年)		0.7%				
		・国の定める経営安定関連保証各号の認定を取得したとき ・県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権を有しているとき	運転	7年以内(2年)	5,000万円	1.3~1.5%	すべて必要	0.7%または0.9% 0.45~1.9%	・県が保証料の1割を補助(一部除く)
再生支援融資	・業績不振であるが、茨城県中小企業再生支援協議会などの支援を受けることにより、経営の改善が見込まれるとき	設備 運転 併用	10年以内 (1年または5年)	1億円	2.2%以内	すべて必要	原則0.8%	・経営改善計画等の策定が必須 ・事業再生計画実施関連保証(感染症対応型を付する場合は据置期間5年以内) ・県が保証料の1割を補助(一部除く)	
借換融資	・元金償還が1年以上経過している県制度融資の既往借入金の一本化等により、月々の返済負担を軽減したいとき	運転	10年以内(1年)	保証付き県制度融資の既往借入金の残額に、借換えに必要な諸費用を加えた額	1.3~1.6%	すべて必要	0.45~1.9%	・県が保証料の1割を補助(一部除く) ・借換回数の制限を撤廃 ・本制度の再度借換えを含め、県制度融資全般が借換の対象。 ・複数の融資の一本化に加え、1つの融資の借換も可能。	

4 その他資金

制度名	こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率 ^{★1}	信用保証	保証料率 ^{★2}	備考
小規模企業支援融資	・小規模企業者の方で、経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要なとき	設備 運転 併用	7~10年(1~3年) 5~10年(1~2年) 5~10年(1~2年)	2,000万円	1.2~2.1%	すべて必要	0.5~2.2%	・小口零細企業保証の利用が必須 ・保証協会が表示の保証料率から0.1%引下げ(設備投資支援分、新分野進出等支援分、雇用拡大支援分、小売商業・地場産業支援に限る。ただし一部の場を除外)
短期運転資金融資	・短期の運転資金が必要なとき	運転	1年以内	2,000万円	1.5%	必要に応じて	0.45~1.9%	・金融機関に直接申込み

その他の県制度融資(農林水産部所管)

制度名	こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率	信用保証	保証料率	備考	
農業ビジネス保証制度	・商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人または個人の方が、農業の実施に要する事業資金が必要なとき	分割	設備 運転	15年以内(2年) 10年以内(2年)	5,000万円	金融機関所定	すべて必要	0.8%	・商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金も対象 ・県が保証料の5割を補助 ※詳細は、農業経営課へ(029-301-3862)
		一括	設備 運転	2年以内					

★1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利です。 ★2 保証料率は、貸付金額に対する料率です。

茨城県信用保証協会

茨城県信用保証協会は、中小企業の皆さんが金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって借り入れを容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

県内中小企業者数 72,818 者※1 のうち、33,848 者※2、割合にして 46.5%の方が茨城県信用保証協会を利用しています。

※1 令和5年12月13日中小企業庁公表資料に基づく県内中小企業者数 ※2 令和6年3月末現在

お問い合わせ内容		担当地区(市町村)	担当部署	電話番号 (FAX 番号)
保証審査 保証条件変更の審査 融資あっせん 金融・経営相談	本店営業部	日立市 ひたちなか市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 那珂市 常陸大宮市 笠間市 小美玉市 城里町 大洗町 東海村 大子町	保証課 審査第1グループ	029-224-7826 (029-231-8709)
		水戸市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 茨城町	保証課 審査第2グループ	029-224-7812 (029-231-8709)
	土浦支店	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 稲敷市 かすみがうら市 美浦村 阿見町 河内町 利根町	保証課 審査第1グループ	029-826-7812 (029-826-4103)
		守谷市 つくばみらい市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 筑西市 桜川市 常総市 八千代町 五霞町 境町	保証課 審査第2グループ	029-826-7826 (029-826-4103)
再生支援案件および 重点管理先にかかわる経営 支援・保証・条件変更・期中 管理	経営支援部	県内全域	経営支援課 事業再生グループ	029-224-7813 (029-224-7827)
内入延滞・期限経過債務の 管理			経営支援課 支店担当グループ	029-224-7858 (029-224-7827)
創業先にかかわる 経営支援・保証・条件変更・ 期中管理			創業支援課	029-224-7865 (029-224-7827)

信用保証料

茨城県信用保証協会のご利用に際し、ご負担いただくのは「信用保証料」のみです。

信用保証料率は、企業の経営状況に応じて9段階に区分されています。詳しくは信用保証協会へお問い合わせください。

信用保証料 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間 × 分割返済回数別係数

例) 貸付金額 500 万円、信用保証料率年 1.15%、保証期間 60 か月、60 回分割返済の場合
信用保証料 = 500 万円 × 1.15% × (60/12) × 0.55 (分割係数) = 158,125 円

取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱 UFJ 銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行